

平成 30 年 3 月 28 日
消 防 庁

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募の結果及び改正政令等の公布

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成 30 年 2 月 10 日から平成 30 年 3 月 12 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、25 件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行令の一部を改正する政令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

現在、飲食店等においては、延べ面積 150 m²以上のものに消火器具の設置が義務付けられているところ、消防法施行令を改正し、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた飲食店等においては、原則として、延べ面積にかかわらず、設置することを義務付けることとするものです。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則を改正し、防火上有効な措置を規定するとともに、飲食店等において消火器具を設置する場所等について規定するものです。

2 意見公募の結果

消防法施行令の一部を改正する政令（案）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）の内容について平成 30 年 2 月 10 日から平成 30 年 3 月 12 日までの間、意見を公募したところ、25 件の御意見がございました。

いただいた御意見及び御意見に対する総務省の考え方の詳細は、別紙のとおりです。

3 政令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「消防法施行令の一部を改正する政令」及び「消防法施行規則の一部を改正する省令」を平成 30 年 3 月 28 日に公布しました。



（事務連絡先）

消防庁予防課 山中課長補佐、谷口、伊崎

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

消防法施行令の一部を改正する政令等について

平成30年3月
消防庁予防課

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、消防法施行令別表第一（3）項に掲げる飲食店等における消火器具の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則の規定を見直すとともに、所要の改正を行うものである。

【改正理由】

平成28年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災を受けて、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、飲食店等について、原則として、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置対象とすることとする。ただし、防火上有効な措置が講じられた火を使用する設備又は器具のみを用いる飲食店等については、火災危険性が低いと考えられることから、今回の消火器具の設置義務化の対象から除外することとする。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、防火上有効な措置として総務省令で定めるものを規定するほか、今回新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等における消火器具の設置場所について規定することとする。

1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

【内容】

（1）消火器具の設置基準の見直し

現在、飲食店等においては、延べ面積150㎡以上のものに消火器具の設置が義務付けられているところ、今回の改正により、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）については、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置を義務付けることとする。

（2）その他

所要の規定の整備を行う。

2. 消防法施行規則の一部を改正する省令について

【内容】

(1) 防火上有効な措置について

防火上有効な措置として、調理油加熱防止装置、自動消火装置又はその他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けることを規定する。

(2) 消火器具の能力単位・設置場所について

今回新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等における消火器具の設置場所について規定する。

なお、150㎡未満の飲食店等のうち、今回の改正前から消火器具の設置義務が課せられていた防火対象物又はその部分（少量危険物若しくは指定可燃物を貯蔵し、若しくは取扱う防火対象物又は地階、無窓階若しくは3階以上の階であって、床面積が50㎡以上のもの）に設置されている消火器具の設置基準について、改正前と同様の基準が適用されるよう、規定を整備する。

(3) その他

所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日等について

【施行期日】

平成31年10月1日

【経過措置】

公布から施行期日までの間に改正に係る周知を行うこととし、経過措置は設けないこととする。

【消防法施行令の一部を改正する政令（案）等】に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No. 1	<p>消防法施行規則第6条第7項の規定によると、消火器具の能力単位の数値の合計数が二未満であれば、能力単位を満たす水バケツ（容量ハリツトル以上のももの三個を一単位とする）の設置でもよいか。この場合において、消防法第17条の3の3の規定による点検報告については、簡易消火用具の外形及び水量等のみの点検となると解してよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	<p>無</p>
No. 2	<p>これまで、床面積によっては火器を取り扱う飲食店においても、消火器の設置が義務付けられていなかった事に驚きました。</p> <p>一般家庭でも、消火器を保有している家庭は一定数あると思われれます。（我が家にもあります。）</p> <p>一般的な10型の消火器であれば、1本4～5000円程度で10年間使用できる訳ですから、コストも問題にはならないと思われれますので、ぜひ、義務付けて頂きたいと思います。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>	<p>無</p>
No. 3	<p>「火を使用する設備又は器具」にはどのようなものが該当するのか、示していただきたい。</p>	<p>消防法（昭和23年法律第186号）第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」が該当します。なお、今回消火器具の設置が義務付けられる飲食店等においては、調理のために用いる設備又は器具が該当します。</p>	<p>無</p>

No. 4	火を使用しないIHコンロ等を除外しているが、これはIHコンロ等の安全性が確認されているという理由からか。	火を使用しない設備・器具が出火原因となった火災件数が限定的であることを踏まえ、「火を使用する設備又は器具」に限定しています。	無
No. 5	「火を使用する設備」を設けた飲食店等に限定して消火器具の設置義務を課すべきではないのか。	「火を使用する器具」が出火原因となった火災件数も相当数に上ることから、「火を使用する器具」を設けた飲食店等についても消火器具の設置を義務付けることとしています。	無
No. 6	「火を使用する設備又は器具」を設けた飲食店等に限らず、すべての飲食店に消火器具の設置を義務付けるべきではないのか。	小規模飲食店等における火災は、こんろに起因する火災が大半を占めることから、こうした「火を使用する設備又は器具」を設けた飲食店等に限定したものです。	無
No. 7	改正案第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する「火を使用する設備又は器具」とは、消防法施行令第 5 条に規定する「対象火気設備等」及び同令第 5 条の 2 に規定する「対象火気器具等」を指すのか。	消防法第 9 条に規定する「火を使用する設備」及び「火を使用する器具」を指しています。	無
No. 8	「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」と「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」を対象とされなかったのは何故でしょうか。	火を使用しない設備・器具が出火原因となった火災件数が限定的であることを踏まえ、「火を使用する設備又は器具」に限定しています。	無
No. 9	「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」において位置構造等の規制対象としては「火を使用する」も「火災の発生のおそれのある」も同等と取り扱っ	火を使用しない設備・器具が出火原因となった火災件数が限定的であることを踏まえ、「火を使用する設備又は器具」に限定しています。	無

	<p>ているのに対し、消火器の規制対象としては両者を区別する理由を示していただきたい。</p>		
No. 10	<p>火を使用する設備は調理を目的とするものが該当するの か。ストーブ等は該当しないのか。</p>	<p>調理を目的とするものは、「火を使用する設備」に 該当します。詳細については、今後通知等によりお 示しして参ります。</p>	無
No. 11	<p>「防火上有効な措置」とは具体的にどのようなものを指す のか、示していただきたい。</p>	<p>「調理油過熱防止装置」、「自動消火装置」又は「そ 他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生 時における被害を軽減する安全機能を有する装置」 を設けることをいいます。 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な 上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を 消す装置をいいます。 「自動消火装置」とは、厨房設備等における温度上 昇を感知して自動的に消火薬剤等を放射すること により、火を消す装置をいいます。 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、 発生時における被害を軽減する安全機能を有する 装置」とは、カセットコンロに設けられ、加熱によ るカセットボンベの圧力上昇を感知して自動的に ボンベを外す装置（いわゆる「圧力感知安全装置」） 等が該当します。 詳細については、今後通知等によりお示しして参り</p>	無

		ます。	
	卓上用のカセットコンロ等小規模の調理器具の場合で揚げ物料理等をしなくても消火器を設置する必要があるのか。	カセットコンロには、いわゆる「圧力感知安全装置」が設けられており、「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」に該当することから、カセットコンロのみを設けた飲食店等においては、消火器具の設置義務の対象から除外されます。	無
No. 12			
No. 13	調理油加熱防止装置とは、コンロ毎全てに油温設定が可能な物も該当するのか。	自動的に火を消す装置であれば該当するものと考えています。	無
No. 14	消防法施行規則改正案第5条の2に規定する「自動消火装置」は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」第11条に規定する「自動消火装置」と同義でしょうか。	お見込みのとおりです。	無
No. 15	調理油過熱装置自体は一般的に認知されているものと思われませんが、その機能が査察時に「危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」であることをどのように確認することを想定されていますか。	調理油過熱装置を有するものには、「PSSマーク」や、いわゆる「S i センサー」のマークの表示がなされているため、これらの表示の有無等によって確認することができると考えています。	無

No. 16	<p>「防火上有効な措置」として、「火を使用する設備又は器具」からの離隔距離や建物の内装制限も追加すべきではないか。</p>	<p>今回の改正にあたっては、「火を使用する設備又は器具」の火災危険性に着目していることから、飲食店等における離隔距離や内装の要件は規定しないこととしています。</p>	無
No. 17	<p>消防法施行規則改正案第5条の2に規定する「防火上有効な措置」には、維持管理の義務が課せられていないことから、これらの装置が正常に機能しなくても把握できないおそれがありますが、ご見解をお示しくください。</p>	<p>「防火上有効な措置」として「火を使用する設備又は器具」が有効に機能するよう、適正な維持管理を促進して参ります。</p>	無
No. 18	<p>調理油過熱防止装置については、平成21年9月30日以降販売されるガスコンロは調理油過熱防止装置の装着が必要となっており、改正案で規定されている「防火上有効な装置」のいずれかの措置を講じた場合は、令第10条第1項第1号口の適用除外となるので、今後は適用を受ける対象が少なくなることを考えられます。</p>	<p>調理油過熱防止装置の設置が義務付けられたのは、一般家庭用ガスコンロに限定されていることから、消火器具の設置義務が課される飲食店等が少なくなることになるとは言えないと考えられます。</p>	無
No. 19	<p>3つ口コンロについては、すべての火口に調理油過熱防止装置が設置されていないと、「防火上有効な措置」が講じられたものとして、消火器具の設置を免除すべきではない。</p>	<p>3つ口コンロについては、すべての火口に調理油過熱防止装置が設置されていなければ、「防火上有効な措置」として総務省令で定める措置が講じられたものとして捉えられず、消火器具の設置義務は免除されません。</p>	無
No. 20	<p>「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」とは、防</p>	<p>防火ダクトカバーは、排気ダクトを閉鎖することで、ダクト内への炎の進入を遮断するものですが、自動</p>	無

	<p>火ダンプカー等の装置を指していると思われるが、防火ダンプカーについては、維持管理が適正にされていないダクトは油脂類の付着により有効に作動しない場合が考えられることから、「防火上有効な措置」による消火器の設置適用除外はしない方がよいと考えます。</p>	<p>的に火を消す装置ではないことから、消防法施行規則改正案第5条の2に規定する「危険な状態の発生を防止」するものには該当しないため、消火器具の設置義務が除外されるものではありません。</p>	
No. 21	<p>消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（3）項に掲げる防火対象物（飲食店等）だけでなく、（4）項（百貨店等）、（6）項ハ（5）項（就労継続支援施設等）、（12）項（工場等）又は（15）項（事業場）についても、「火を使用する設備又は器具」を使用して調理等を実施している場合があるので、消火器具の設置義務化の対象とすべきではないか。飲食店等に限定した理由は何か。</p>	<p>飲食店等とその他の用途（住宅を除く。）におけるこんろ等を火元とする出火件数を比較した結果、飲食店等において発生した件数は、他の用途における件数を大きく上回っていたことから、今回の改正にあたっては、飲食店等に限定して消火器具の設置義務を課すこととしたものです。</p>	無
No. 22	<p>一律に飲食店等に対して消火器具の設置義務をかけるのではなく、例えば、木造密集地域の飲食店等や、強風が予想される地域に限定して義務付けるべきではないか。</p>	<p>木造密集地域や強風が予想される地域以外に存する飲食店等であっても火災危険性を有していることや不特定多数の者が利用する防火対象物である性質を踏まえ、お示しいただいたような地域に限定せず、消火器具の設置を義務付けることとしています。</p>	無
No. 23	<p>消火器具が設置されていたら糸魚川の大火を防ぐことができたのか。こんろから人が離れていたことを問題視すべきではないのか。火災と消火器具の設置義務化の因果関係がはっきりしない。</p>	<p>糸魚川市大規模火災を契機としてこんろ等の火災危険性について検討を行った結果を踏まえ、今回改正を行うことといたしました。具体的には、延べ面積150㎡未満の建築物で発生したこんろ火災の約8割が飲食店等において発生していることから、飲</p>	無

		食店等における初期消火体制を強化するため、消火器具の設置を義務付けることとしています。	
No. 24	消防法施行規則の改正案において、現行第5条の2の条文を第5条の3にずらすのではなく、新設する規定を第5条の3として規定できないのか。	新設する規定は、消防法施行令第10条第1項第1号を根拠として規定されることから、同項第5号を根拠として規定されている現行の消防法施行規則第5条の2よりも前に規定することとしています。	無
No. 25	今回新たに消火器具の設置義務が課せられる飲食店等において設置する消火器具は、「火を使用する設備又は器具」の各部分から歩行距離20メートル以内の場所とすべきではないか。	「防火対象物の各部分」には「火を使用する設備又は器具を設けた場所」も含まれることから、「火を使用する設備又は器具」の各部分からも歩行距離が20メートル以内となるように設置される必要があります。	無
No. 26	複合用途防火対象物の場合、消防法施行規則改正案第6条第5項ただし書きで規定している「延べ面積」とは、「複合用途防火対象物全体の延べ面積」と「令別表第一(3)項の用に供する部分の面積の合計」いずれを指すのか。また、後者の場合その根拠は消防法施行令第9条と考えるとよいか。	後者を指しており、お見込みのとおりです。	無
No. 27	消防法施行令の一部を改正する政令第10条第1号口で、「別表第一(三)項に掲げる防火対象物」を「別表第一(三)項に掲げる防火対象物(延べ面積が150平方メートル未満のものに限る。)」と規定した方が、今まで義務がなかった	消防法施行令第10条第1項第1号は、延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務付けられる防火対象物又はその部分を規定していることから、改正案のとおり規定しています。	無

	小規模な飲食店等に消火器の設置を義務付ける今回の改正趣旨を端的に表現でき、からみると妥当と思われる。		
No. 28	飲食店等に消火器具の設置と点検を義務付けるよりも、火気使用設備への安全装置設置の推進を進めた方がよいのではないか。	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無
No. 29	近年の風呂釜やコンロ火災の減少は安全装置の普及によるものが大きな理由となっていると考えられることから、安全装置の設置を優先的に推進することにより、より確実な出火防止対策を実施できるものと考えます。	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無
No. 30	防火上有効な措置の過熱防止装置、自動消火装置などの安全装置の特性について理解が必要であり、過信や間違った使い方により事故につながることを周知する必要があると思います。	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無
No. 31	小規模飲食店や一般住宅へは、注意喚起は勿論であるが、コンロの油鍋等の着火時の消火器以外での初期消火方法を、もっと積極的にわかりやすく具体的に周知すべきと考えます。(消火器の設置推奨を前提として)	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無
No. 32	煙式の火災報知器を店内の厨房室のみ設置させるほか、無線連動式で店外に警報音を発する警報器を開発し設置義務化した方がよいと考える。	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無

No. 33	糸魚川市における火災は、古い木造建築物が密集（防火地域など）しており、強風の中で隣棟へ延焼拡大し、地域の消防力では消火することができなかったためなので、火災警報を地域性を考慮し早期に発して、地域住民に警戒させるとともに、消防車で市街地を巡回させるなどの改善策を検討されては如何と考えます。	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無
No. 34	飲食店等に設置される「火を使用する設備又は器具」が一般家庭並みの火力を有するものである場合、住宅用消火器の設置で良しとするべきと思いますが、いかが取り扱う予定でしょうか。	一般住宅と異なり、飲食店等是不特定多数の者が利用することから、初期消火を適切に実施する必要性が高いため、住宅用消火器の設置は認められませんが。	無
No. 35	消火器具に係る定期的な点検及び報告について、容易で安価な点検報告方法や、3年程度での新品交換による代替について検討いただきたい。	消火器の点検方法及び点検結果報告書の記入要領を示したパンフレット等並びに消火器の点検結果報告書の作成を支援するスマートフォンアプリを作成中であり、いただいた御意見も踏まえて、引き続き検討して参ります。	無
No. 36	消火器では、火災防止の措置として全然足りないとと思われるのではあるが、飲食を業務とする店舗に導入するのに相応程度の設備（パツケージ型自動消火設備等）を導入させる措置に先立っての、ごく安価に行える緊急の措置として、本改正に賛成である。	賛成意見として承ります。 いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無

○意見提出者数：25件

※案について全く言及しておらず案と無関係と判断されるものが1件ありました。

政令第六十九号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、~~(六)~~(五)項から~~(七)~~(六)項まで並びに(三)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(三)項に掲げる防火対象物で、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの

二 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項ロ、(四)項、(五)項、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに~~(七)~~(六)項から~~(八)~~(七)項までに掲げる防火

対象物

ロ 別表第一(三)項に掲げる防火対象物(前号ロに掲げるものを除く。)

第十条第一項第四号中「(危険物)」を「(法第二条第七項に規定する危険物(別表第二において「危険物」という。))」に改め、「以上で」の下に「当該」を加え、同条第三項中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に、「あわ泡消火設備」を「あわ泡消火設備」に改める。

附 則

この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。

○ 消防法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（消火器具に関する基準）</p> <p>第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 次に掲げる防火対象物</p> <p>イ 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(六)項から(七)項まで並びに(八)項に掲げる防火対象物</p> <p>ロ 別表第一(三)項に掲げる防火対象物で、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの</p> <p>二 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のも</p> <p>イ 別表第一(一)項ロ、(四)項、(五)項、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに(十)項から(十二)項までに掲げる防火対象物</p> <p>ロ 別表第一(三)項に掲げる防火対象物（前号ロに掲げるものを除く。）</p> <p>三 (略)</p>	<p>（消火器具に関する基準）</p> <p>第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(六)項、(七)項、(八)項並びに(九)項に掲げる防火対象物</p> <p>二 別表第一(一)項ロ、(三)項から(五)項まで、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに(十)項から(十二)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のも</p> <p>三 別表第一(七)項、(八)項、(十)項、(十一)項及び(十二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のも</p>

四 前三号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他の
の工作物で、少量危険物（法第二条第七項に規定する危険物（
別表第二において「危険物」という。）のうち、危険物の規制
に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十一に
規定する指定数量の五分の一以上で当該指定数量未満のもの
をいう。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物
品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同
じ。）を貯蔵し、又は取り扱うもの

五 （略）

2 前項に規定するもののほか、消火器具の設置及び維持に
関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他
の工作物で、少量危険物（危険物

のうち、危険物の規制
に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十一に
規定する指定数量の五分の一以上で 指定数量未満のもの
をいう。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物
品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同
じ。）を貯蔵し、又は取り扱うもの

五 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物の
地階（地下建築物にあつては、その各階をいう。以下同じ。）
、無窓階（建築物の地上階のうち、総務省令で定める避難上又
は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。）
又は三階以上の階で、床面積が五十平方メートル以上のもの

2 前項に規定するもののほか、消火器具の設置及び維持に
関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる防火対象物又はその部分には、防火対象物
の用途、構造若しくは規模又は消火器具の種類若しくは性能に
応じ、総務省令で定めるところにより、別表第二においてその
消火に適応するものとされる消火器具を設置すること。ただし
、二酸化炭素又はハロゲン化物（総務省令で定めるものを除く
。）を放射する消火器は、別表第一(一)(四)項及び(二)(四)項に掲げる
防火対象物並びに総務省令で定める地階、無窓階その他の場所

3 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を次条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、消火器具の設置個数を減少することができる。

に設置してはならない。
二 消火器具は、通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設置すること。
3 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を次条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、消火器具の設置個数を減少することができる。

○総務省令第十二号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十条第一項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

総務大臣 野田 聖子

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
	<p>〔防火上有効な措置〕</p> <p>第五条の二 合第十条第一項第一号口の防火上有効な措置として総務省令で定める措置は、調理油過熱防止装置、自動消火装置又はその他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けることをいうものとする。</p> <p>〔避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階〕</p> <p>第五条の三 〔略〕</p> <p>〔大型消火器以外の消火器具の設置〕</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第一項の防火対象物又はその部分のうち、少量危険物（危険物の規制に関する政令第一条の十一に規定する指定数量の五分の一以上で当該指定数量未満のものをいう。以下同じ。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、前二項の規定によるほか、令別表第二において危険物又は指定可燃物の種類ごとにその消火に適應するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該防火対象物に貯蔵し、又は取り扱う少量危険物又は指定可燃物の数量を次の表に定める数量で除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>〔4 略〕</p> <p>5 第一項の防火対象物又はその部分に鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所があるときは、前各項の規定によるほか、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適應するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を二十五平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。ただし、令第十条第一項第一号口に掲げる防火対象物であつて、延べ面積が百五十平方メートル未満のもの（以下次項第二号において「小規模特定飲食店等」という。）にあつては、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分を除き、この限りでない。</p> <p>一 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物</p> <p>二 地階、無窓階又は三階以上の階であつて、床面積が五十平方メートル以上の階</p> <p>6 前各項の規定により設ける消火器具は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。</p> <p>一 第一項及び第五項に規定するもの（次号に掲げるものを除く。） 防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分</p>	
		<p>〔新設〕</p> <p>〔避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階〕</p> <p>第五条の二 〔同上〕</p> <p>〔大型消火器以外の消火器具の設置〕</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 第一項の防火対象物又はその部分のうち、少量危険物（危険物の規制に関する政令第一条の十一に規定する指定数量の五分の一以上で指定数量未満のものをいう。以下同じ。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、前二項の規定によるほか、令別表第二において危険物又は指定可燃物の種類ごとにその消火に適應するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該防火対象物に貯蔵し、又は取り扱う少量危険物又は指定可燃物の数量を次の表に定める数量で除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。</p> <p>〔表 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>5 第一項の防火対象物又はその部分に鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所があるときは、前四項の規定によるほか、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適應するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を二十五平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>6 前五項の規定により設ける消火器具は、防火対象物の階ごとに、第一項及び第五項に規定するものにあつては防火対象物の各部分から、第三項に規定するものにあつては危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分から、第四項に規定するものにあつては電気設備のある場所の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。</p>

<p>二 第一項に規定するもの（小規模特定飲食店等（前項第一号に掲げるものを除く。）に設置するものに限る。） 令第十条第一項第一号に掲げる火を使用する設備又は器具が設けられている階（小規模特定飲食店等に、前項第二号に掲げる階が存する場合は、当該階を含む。）ごとに、当該防火対象物の各部分</p> <p>三 第三項に規定するもの 防火対象物の階ごとに、危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分</p> <p>四 第四項に規定するもの 防火対象物の階ごとに、電気設備のある場所の各部分</p> <p>〔7 略〕</p>	<p>〔7 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。